

第三期いずみおおつ子ども未来プラン策定支援業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、第三期いずみおおつ子ども未来プラン策定支援業務を委託するにあたり、豊富な情報、知識、経験を有した業務遂行能力の高い優秀な受託事業者を選定するため、事業者からの企画提案を受けて審査することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 名称

第三期いずみおおつ子ども未来プラン策定支援業務

(2) 内容

別紙「第三期いずみおおつ子ども未来プラン策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

泉大津市役所（泉大津市東雲町9番12号）

(5) 業務費限度金額

令和5年度 2,882,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度 3,278,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

合計 6,160,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格要件

参加表明書の提出日時時点で、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市において、令和5・6年度の泉大津市建設工事等入札参加資格を有している者であること
- (3) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 民事再生法(令和11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の

再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 会社更生法（令和14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 泉大津市暴力団排除条例（令和24年泉大津市条例第1号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (8) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (9) 平成30年度から現在までに、泉大津市と同等規模以上の地方公共団体において、子育て支援に関連する計画策定業務の受託実績を有する者であること。
- (10) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

4. 日程

本件に関する必要書類の提出等の期限は次のとおりとする。

募集開始	令和5年8月17日（木）
参加表明書提出期間	令和5年8月17日（木）～令和5年9月1日（金）
参加承認書の送付	令和5年9月4日（月）
質問書提出期間	令和5年8月17日（木）～令和5年8月25日（金）正午
質問書回答日	令和5年8月28日（月）
企画提案書提出期間	令和5年9月4日（月）※参加承認書受取後～ 令和5年9月25日（月）正午まで
辞退届提出期限	令和5年9月25日（月）
第1次審査	令和5年9月26日（火）
第1次審査結果通知日	令和5年9月27日（水）
第2次審査	令和5年10月2日（月）
結果通知、結果公表	令和5年10月4日（水）

5. 参加表明

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1号）

- ② 会社概要書（様式 2 号）
- ③ 業務実績書（様式 3 号）
- ④ 総括責任者業務実績書（様式 4 号）

(2) 提出部数

上記①～④を各 1 部提出すること。

(3) 提出方法

期限までに担当課へ電子メールで送信すること。

ただし、提出書類の原本を後日、担当課へ持参又は郵送により提出すること。

(4) 留意事項

① 持参による提出の受付は平日午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

② 参加を辞退する場合は、辞退届（様式 8 号）を同様の方法で提出すること。

(5) 参加の承認

参加承認の可否については、令和 5 年 9 月 4 日（月）に参加表明に記載されている E-mail アドレスに通知する。

6. 質問の提出及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式 5 号）

※ 電話や窓口訪問による口頭での質問には一切応じない。

(2) 提出方法

期限までに担当課へ電子メールで送信すること。送信する際の件名は次のとおりとする。

件名：【未来プラン策定支援プロポ質問】社名_送信年月日

例：【未来プラン策定支援プロポ質問】▲▲株式会社_202308025

(3) 回答

8 月 28 日（月）に泉大津市ホームページへ掲載し、個別に回答はしません。

7. 企画提案

(1) 提出書類

① 企画提案提出書（様式 6 号、正本 1 部）

② 企画提案書（任意様式）

③ 実施体制調書（様式 7 号）

④ 業務完了までの工程表（任意様式）

⑤ 見積書（任意様式、正本 1 部）

②～④を 1 部としてセットしたものを 10 部

※②～④には会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかわかる表示は一切しないこと。

※ 消費税率については、10%として積算すること。

※ 人件費、諸経費等の積算根拠、内訳をできるだけ詳細に記載すること。

※ ②⑤は A4 版、④は A4 版又は A3 版の自由様式とする。

(2) 提出方法

期限までに担当課へ持参又は郵送により提出すること。

(3) 留意事項

持参による提出の受付は平日午前8時45分から午後5時15分（9月25日は正午）までとし、郵送による提出は締切日必着とする。

8. 委託候補者の選定方法

委託候補者の選定にあたっては、第三期いずみおおつ子ども未来プラン策定支援業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、以下のとおり企画提案の内容を公正かつ客観的に評価を行う。審査は、第1次審査及び第2次審査を実施し、それぞれの審査基準項目と配点は別紙2「審査基準配点表」のとおりとする。なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査はおこなうものとする。審査委員会は非公開とし、第1次審査、第2次審査ともに、審査結果、審査内容、採点に関する質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(1) 第1次審査の実施

事務局において別紙2のとおり書面審査による第1次審査を行い、合計点数の上位3者を第1次審査通過者として選定し、第2次審査の対象者とする。なお、第1次審査の合計点数が30点に満たない場合は、失格とする。

第2次審査対象に選定された者には、その旨と集合時間を記載した「プレゼンテーション等開催通知書」を発出する。第2次審査対象に選定されなかった者には、非選定の旨とその理由について通知する。なお、これらの通知は、令和5年9月27日（水）に電子メールにて全参加事業者に対して行う。

(2) 第2次審査の実施

企画提案書等の記載内容について評価するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 実施日時

令和5年10月2日（月）

詳細はプレゼンテーション等開催通知書で指定する。

② 実施場所

大阪府泉大津市東雲町9番12号 泉大津市役所 3階301会議室

③ 実施方法

(ア) プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。

(イ) 企画提案者は控室に集合し、1者ずつ順番に職員が会場へ案内する。持ち時間は1者につき40分程度（プレゼンテーションを20分以内、質疑応答（ヒアリング）を20分程度）とする。

(ウ) 「7. 企画提案」の「(1) 提出書類②～④」としてあらかじめ提出した企画提案書等の

内容について、わかりやすく簡潔に説明すること。

- (エ) 追加資料の配付は認めない。
- (オ) 会場に入室できるのは、3名以内とする。
- (カ) プレゼンテーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッチ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。
- (キ) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- (ク) 欠席した企画提案者の第2次審査は実施しない。

④ 選定結果通知（第2次審査の結果通知）について

第2次審査についても、別紙2の基準に基づき評価する。第1次審査（50点満点）と第2次審査（100点満点）の合計が、最も高い企画提案者を優先交渉権者として選定する。令和5年10月4日（水）に「選定結果通知書」を電子メールにて第2次審査参加事業者に送付する。「選定結果通知書」では採点結果を記載し、優先交渉権者として選定された事業者及び次点となった事業者には、その旨も通知する。なお、第1次審査と第2次審査の合計が90点に満たない場合は失格する。

⑤ プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、委託候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザル結果を泉大津市ホームページで公開する。

9. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案者が、「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が「2. (5) 業務費限度金額」を超えた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難であると認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 著しく信義に反する行為が確認できた場合

10. 契約に関する事項

(1) 契約方法

- ① 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（優先交渉権者）が、第三期いずみおおつ子ども未来プラン策定支援業務委託（随意契約）の委託候補者となる。
- ② 業務委託契約の締結は、本市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行う。
- ③ 委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質疑回答書、企画提案書、プレゼンテーション資料及びその内容に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結に向けた見積書を提出する。

(4) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年規則第7号）第114条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

1 1. その他

(1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類の提出期限後において、提出書類の修正又は再提出は認めない。ただし、審査委員会が必要と認めて指示した場合を除く。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

(5) 企画提案書等で提案された内容は、実現可能なものとして仕様書に規定されたものとみなす。実現性が低いにもかかわらず提案するようなことはしないこと。

(6) 提出書類や審査結果については、泉大津市情報公開条例（令和10年条例第10号）に基づき、情報公開の対象となる場合がある。

1 2. 担当課及び書類の提出先

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市健康こども部こども政策課

TEL：0725-33-1131

Mail：kodomo-seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp